

せいかつかいご じゅうようじこうせつめいしょ  
**(生活介護) 重要事項説明書**

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号）」第8条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことなどを事業者が説明するものです。

1 生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 かりがね福祉会
代表者氏名	りじちょう 理事長 ことばやし 小林 彰
本社所在地 (連絡先)	うえだしさなだまちおさ 上田市真田町長6430-1 ほうじんほんぶ 法人本部 (電話番号0268-72-3431・ファックス番号0268-72-4406)
設立年月日	しょうわ51ねん7がつ 昭和51年7月

2 サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	かぜ こうぼう 風の工房
長野県指定 事業所番号	せいかつかいご 2010300065ごう 生活介護 2010300065号
指定年月日	へいせい19ねん 4がつ 1にち 平成19年 4月 1日
事業所所在地	うえだしさなだまちおさ 上田市真田町長2464-1
連絡先	でんわばんごう 電話番号0268-72-2151・ファックス番号0268-72-4976
事業所の通常の 事業実施地域	うえだし どうみし ちいさがたくん 上田市、東御市、小県郡
利用定員	20にん 20人
事業所が行なう 他の指定障がい 福祉サービス	

(2) 事業の目的および運営方針

じぎょう もくてき 事業の目的	きょたくしえんけつてい う けたりようしゃ たいし てきせい していせいかつかいごじぎょう ていきょう 居宅支援決定を受けた利用者に対し、適正な指定生活介護事業を提供する。
うんえいほうしん 運営方針	りようしゃ いしおよびじんかく そんちよう しんたいおよびせいしん じょうきょう 利用者の意思及び人格を尊重し、身体及び精神の状況ならびにそのお か か かんきょう おうじ さぎょう そうさくてきかつどう その た につちゅうかつどう つうじて しゃかい れている環境に応じ、作業や創作的活動その他の日中活動を通じて、社会 さんか さーびす ていきょう つとめる に参加できるようにサービスの提供に努めるものとする。

(3) 営業日及び営業時間

えいぎょうび 営業日	げつようび どうようび 5がつ3か 5がつ5か 8がつ13にち 月曜日から土曜日とする。ただし、5月3日から5月5日、8月13日か 8がつ16にち 12がつ30にち 1がつ3かのぞく ら8月16日、12月30日から1月3日を除く。
えいぎょうじかん 営業時間	ごぜん8じ30ぶん ごご5じ15ぶん 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

さーびすていきょうび サービス提供日	げつようび どうようび 5がつ3か 5がつ5か 8がつ13にち 月曜日から土曜日とする。ただし、5月3日から5月5日、8月13日か 8がつ16にち 12がつ30にち 1がつ3かのぞく ら8月16日、12月30日から1月3日を除く。
さーびすていきょうじかん サービス提供時間	ごぜん9じ00ぶん ごご4じ00ぶん 午前9時00分から午後4時00分までとする。

3 サービスの主たる対象者

さーびすしゅべつ サービス種別	さーびす しゅ たいしやうしゃ サービスの主たる対象者
せいかつかいご 生活介護	じぎょうしよ ていきょう していせいかつかいご しゅ たいしやうしゃ しょうがい しゅるい 事業所が提供する指定生活介護の主たる対象者とする障害の種類は とくてい 特定しない。

4 サービス提供を行う施設・設備等について

(1) 施設

こうぞう 構造	もくぞう 木造
しきちめんせき 敷地面積	2595.35へいほうめーとる 2595.35㎡
のべゆかめんせき 延床面積	390.76へいほうめーとる 390.76㎡

(2) 主な設備

設備の種類	部屋数	備考
作業室	4室	
静養室	3室	
洗面所	2室	
便所	7室	
食堂	2室	
浴室	1室	
事務室	1室	

## 5 サービス提供を行う職員体制

### (1) 職務の内容

職種	職務内容
管理者	管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者にたいし、法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
サービス管理責任者	サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
生活支援員	生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。
看護職員	看護職員は、利用者の看護並びに利用者と従業者の健康管理を担当する。
調理員	調理員は、食事提供に関する業務を担当する。

(2) 職員の配置状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1.0	
サービス管理責任者	1	1				1.0	
生活支援員	8	3	2	2	1	6.5	
看護職員	1			1		0.7	
調理員	2		1		1	0.1	

(3) 勤務体系

職種	勤務体系
管理者	8:30~17:15
サービス管理責任者	8:30~17:15
生活支援員	8:30~17:15
看護職員	8:30~17:15
調理員	10:30~12:00

6 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
個別支援計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した個別支援計画を作成します。
食事の提供	希望により、利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
入浴又は清拭	入浴について必要に応じて介助や確認を行います。利用者の心身の状況により、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施します。

しんたいとう かいご <b>身体等の介護</b>	りようしゃ じょうきょう おうじててきせつ ぎじゆつ しょくじ せいよう こうい はいせつ <b>利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄</b> など せいかつぜんばん えんじょ おこないます <b>等の生活全般にわたる援助を行います。</b>
そうさくてきかつどう <b>創作的活動</b>	けいさぎょうなど そうさくてきかつどう きかい ていきょう <b>軽作業等の創作的活動の機会を提供します。</b> い か そうさくてきかつどう おこなって <b>以下の創作的活動を行っています。</b> ① 絵画 ② 造形 ③ 書 等
しんたいきのう およびにちじょう <b>身体機能及び日常</b> せいかつ のうりよく いじ <b>生活能力の維持・</b> こうじょう しえん <b>向上のための支援</b>	しんたいきのう いじこうじょう しょくじ かじなど にちじょうせいかつ のうりよく こうじょう <b>身体機能の維持向上や、食事・家事等の日常生活能力を向上するた</b> くんれんなど おこないます <b>めの訓練等を行います。</b>
せいかつ そうだん <b>生活相談</b>	りようしゃおよび かぞく きぼう せいかつ りようしゃ しんしん じょうきょうなどはあく <b>利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握し</b> てきせつ そうだん じよげん えんじょなど おこないます <b>て、適切な相談・助言・援助等を行います。</b>
けんこうかんり <b>健康管理</b>	りようしゃ とうやくかんり しつべいよぼう つとめる しょくたくいし けんこう <b>利用者の投薬管理や疾病予防に努めるとともに、嘱託医師により、健康</b> しんだんひ もうけてけんこうかんり おこないます いりようきかん れんらくちようせい <b>診断日を設けて健康管理を行います。また、医療機関との連絡調整や</b> きようりよくいりようきかん つうじてけんこうほじ てきせつ しえん おこないます <b>協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。</b>
ほうもんしえん <b>訪問支援</b>	ひつよう おうじてりようしゃ かぞく どうい りようしゃたく ほうもん てきせつ <b>必要に応じて利用者や家族の同意のもと利用者宅を訪問し、適切な</b> そうだん じよげん えんじょなど おこないます <b>相談・助言・援助等を行います。</b>
そうげいさーびす <b>送迎サービス</b>	じしゆつうじよ ばあい きぼう そうげい おこないます <b>自主通所ができない場合、希望により送迎を行います。</b>

(2) ていきょう さーびす りようきん りようしゃふたんがく  
**提供するサービスの料金とその利用者負担額について**

ていきょう さーびす こうせいろうどうしやう こくじ たんか りようりやう ほつせい  
**提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。**

りようしゃふたん げんそくりようりやう 1わり しょとく おうじてしちやうそん さだめたりようしゃふたん  
**利用者負担は、原則利用料の1割となっていますが、所得に応じて市町村が定めた利用者負担**

じやうげんがく じやうげん ひとつき りやう さーびすりやう いじやう ふたん  
**上限額を上限としています。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は**  
 しょうじません  
**生じません。**

ふたんじやうげんげつがくなど かんするしやうさい おすまい しちやうそんまどぐち おといあわせ  
**負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。**

かいごきゆうふひなど じぎやうしゃ だいいりじゆりやう おこなわない りようしゃ しょうかんばらい きぼう ばあい  
**※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、**

かいごきゆうふひなど ぜんがく おしほらい ばあい さーびすていきやうしやうめいしよ こうふ  
**介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付**

「りやうしゆうしよ」 そえておすまい しちやうそん かいごきゆうふひなど しきゆう りようしゃふたんがく のぞく  
**しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)**

しんせい  
を申請してください。

7 その他の費用について

ない よう 内 容	りょう 料	きん 金
そうさくてきかつどう つうじょうひつよう かかわる ひょう 創作的活動において通常必要となるものに係る費用で あって、その利用者に負担させることが適当と みとめられるものじっぴ 認められるものの実費		じっぴそうとうがく 実費相当額
にゆうよくさーびす かかわるこうねつすいひ 入浴サービスに係る光熱水費	1かい 1回につき	400えん 400円
にちようひんひ じっぴ 日用品費の実費		じっぴそうとうがく 実費相当額
しょくじ ていきよう かかわるひょう 食事の提供に係る費用	1しょく 1食につき	500えん 500円
そ の た にちじょうせいかつ つうじょうひつよう かかわる その他日常生活において通常必要となるものに係る 費用ひょう であって、その利用者に負担させることが適当と みとめられるものじっぴ 認められるものの実費		じっぴそうとうがく 実費相当額
きやんせるりょう りようしゃ びょうじょう きゆうへん きゆう にゆういんなど キャンセル料（利用者の病状の急変や急な入院等の ばあい きやんせるりょう せいきゆう 場合は、キャンセル料は請求いたしません）	とうじつごぜん 8じ30ぶん ごれんらく 当日午前8時30分までのご連絡 ばあい の場合 きやんせるりょう ふよう キャンセル料は不要です。	
	とうじつごぜん 8じ30ぶん ごれんらく 当日午前8時30分までにご連絡 ばあい がない場合 1にち しょくじ ていきよう かかわる 1日あたりの食事の提供に係る ひょう じっぴそうとうがく せいきゆう 費用の実費相当額を請求いたしま す。	

8 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

りようしゃふたんがくおよび そ の た ひょう しはらいほうほう  
利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月10日までに利用  
づきぶん せいきゆうしよ おとどけ さーびす ていきよう きろく ないよう しょうごう せいきゆうづき 20か  
月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の20日ま  
か き ほうほう おしはらいください  
でに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

あ げんきんしはらい  
(ア)現金支払い

い じぎょうしゃしていこうざ ふりこみ  
(イ)事業者指定口座への振り込み

おしはらい かくにん かならずりょうしゅうしよ おわたし ほかん おねがい  
お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。

また、かいごきゆうふひなど しちょうそん きゆうふ うけたばあい じゅうりょうつうち おわたし  
介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますの  
かならずほかん おねがい  
で、必ず保管をお願いします。

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 9 サービスの提供にあたっての留意事項

### (1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

### (2) 個別支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「個別支援計画」を作成します。作成した「個別支援計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

### (3) 個別支援計画の変更等

「個別支援計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

## 10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	総合施設長 塚田 弘人
-------------	----------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 11 秘密の保持と個人情報の保護について

### ① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

### ② 個人情報の保護について

- 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。
- 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

## 12 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。



( しゅじい )  
【主治医】

いりょうきかんめい 医療機関名	
しよざいち 所在地	
でんわばんごう 電話番号	
しゅじいしめい 主治医氏名	

( きんきゅうれんらくさき )  
【緊急連絡先】

しめい 氏名	
じゅうしょ 住所	
でんわばんごう 電話番号	

( きょうりょくいりょうきかん )  
【協力医療機関】

とうじぎょうしよ か き いりょうきかん きょうりょく りょうしや びょうじょう きゅうへんなど そなえて  
当事業所は下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

いりょうきかんめい 医療機関名	こばやしいん 小林医院
しよざいち 所在地	うえだしきなだまちそえひ 上田市真田町傍陽571
でんわばんごう 電話番号	0268-75-3555

いりょうきかんめい 医療機関名	さなだくりにっく さなだクリニック
しよざいち 所在地	うえだしきなだまちおさ 上田市真田町長3908-1
でんわばんごう 電話番号	0268-72-0711

いりょうきかんめい 医療機関名	ちくまそうびょういん 千曲荘病院
しよざいち 所在地	うえだしちゅうおうひがし 上田市中央東4-61
でんわばんごう 電話番号	0268-22-6611

13 事故発生時の対応方法について

りょうしや たいするせいかつかいご ていきょう じこ はっせい ばあい けん しちょうそん りょうしや かぞくなど  
利用者に対する生活介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等

れんらく おこなう ひつよう そち こうじます  
に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

りょうしや たいするせいかつかいご ていきょう ばいしょう じこ はっせい ばあい そんがいばいしょう  
また、利用者に対する生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を

すみやか おこないます  
速やかに行きます。

市町村 しちやうそんめい 村	しちやうそんめい 市 町 村 名	うえだし 上田市
	たんとうぶ かめい 担 当 部 ・ 課 名	ふくしぶ しょう しゃしえんか 福祉部・障がい者支援課
	でんわばんごう 電 話 番 号	0 2 6 8 - 2 3 - 5 1 5 8

ほんじぎょうしゃ かき そんがいばいしょうほけん かにゆう  
本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

ほけんかいしゃめい 保険会社名	そんがいほけん じや ばん にっぽんこうあかぶしきがいしゃ 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
ほけんめい 保険名	うおーむはーと ウオームハート
ほしょう がいよう 保障の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>ぎょうむすいこう きいん しんたいしょうがい ざいぶつそんかい ばいしょう じ こ ・業務遂行に起因する身体障害・財物損壊による賠償事故</li> <li>しせつ しまゆう しょう かんり きいん しんたいしょうがい ざいぶつそんかい ・施設の所有、使用または管理に起因する身体障害・財物損壊による賠償事故</li> <li>せいさんぶつ ぎょうむ けつか きいん しんたいしょうがい ざいぶつそんかい ばいしょう じ こ ・生産物や業務の結果に起因する身体障害・財物損壊による賠償事故</li> <li>じゆたくぶつ そんかいなど ・受託物の損壊等</li> <li>りんじしゃくようじどうしゃ たいじん じ こ たいぶつ じ こ ・臨時借用自動車による対人事故・対物事故</li> <li>ぶら い ぼ し - しんがいなど じんかくけんしんがい せんでんしょうがい ・プライバシーの侵害等による人格権侵害・宣伝障害</li> </ul>

#### 14 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつ さだめるひじょうさいがいけいかく たいおう 別に定める非常災害計画により対応いたします。
へいじ くんれん 平時の訓練	べつ さだめるひじょうさいがいけいかく のつとり ひなん ぼうさいくんれん ねん2かいじっし 別に定める非常災害計画に則り、避難・防災訓練を年2回実施します。
ぼうさいせつび 防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>じどうかさいほうちき なし ゆうどうとう なし ・自動火災報知機 無 ・誘導灯 無</li> <li>がすもれほうちき あり ひじょうつうほうそうち なし ・ガス漏れ報知器 有 ・非常通報装置 無</li> <li>ひじょうようでんげん なし すぶりんくらー なし ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無</li> <li>しつないぼうかせん なし ・室内防火栓 無</li> <li>かーてんなど ぼうえんきのう もの しょう ・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。</li> </ul> <p>そのた けいたいらじお かいちゆうでんとうなど (その他、携帯ラジオ・懐中電灯等)</p>
しょうぼうけいかく 消防計画	しょうぼうしょ とどけでび 消防署への届出日： ぼうさいかんりしゃ 防災管理者：
ほけんかにゆう 保険加入	<p>じこ さいがい そなえ かき そんがいばいしょうほけん かにゆう 事故・災害に備え、下記の損害賠償保険に加入しています。</p> <p>ほけんかいしゃめい ぜんじゆつ じこ ほうせい じ たいおうほうほう さんしょう 保険会社名 前述「13 事故発生時の対応方法について」を参照</p> <p>ほけんめい どうじょう 保険名 同上</p> <p>ほしょう がいよう どうじょう 保障の概要 同上</p>

くじょうかいけつ たいせいおよびてじゆん  
**15 苦情解決の体制及び手順**

じぎょうしょ くじょう そうだんうけつけまどぐち  
**(1) 事業所の苦情・相談受付窓口**

ていきょう していせいかつかいご かかわりようしやおよび かぞく そうだんおよびくじょう うけつけ  
 提供した指定生活介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるため

まどぐち せっち  
 の窓口を設置しています。

ほんじぎょうしょ ちいき おすまい かた だいさんしゃいいん せんにん ちいきじゆうみん たちば ほんじぎょうしょ  
 本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に

たいするごいけん ほんじぎょうしょ くじょう いけん だいさんしゃいいん そうだん  
 対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談するこ  
 ともできます。

じぎょうしゃ まどぐち <b>事業者の窓口</b>	まどぐち たんとうしゃ <b>窓口担当者</b> くじょうかいけつせきにんしゃ <b>苦情解決責任者</b> うけつけび <b>受付日</b> 月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日、5月3日か ら5月5日、8月13日から8月16日、12月 30日から1月3日までを除く。 <b>受付時間</b> 午前8時30分から午後5時15分まで <b>電話番号</b> 0268-72-2151 <b>FAX番号</b> 0268-72-4976
だいさんしゃいいん <b>第三者委員</b>	せきたかゆき <b>元法人職員 関孝之</b> 090-4059-3886 <b>電話番号</b> ほほかずこ <b>元法人職員 保母和子</b> 090-5795-9814 <b>電話番号</b>

ぎょうせいきかん その たくじょううけつけきかん  
**(2) 行政機関その他苦情受付機関**

ほんじぎょうしょ かいけつ くじょう ぎゃくたいなど そうだん ぎょうせいきかん ながのけんしゃかいふくしきょう  
 本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関または長野県社会福祉協

ぎかい せっち うんえいてきせいはいいんかい もうしたてる  
 議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

<p>しちょうそん まどぐち 市町村の窓口</p>	<p>しよざいち 所在地 うえだしさなだまちおさ7178-1 上田市真田町長7178-1</p> <p>うけつけたんとうか 受付担当課 うえだし さなだちいきじちせんたー しみんさーびすか 上田市 真田地域自治センター 市民サービス課</p> <p>でんわばんごう 電話番号 0268-72-2203</p> <p>ばんごう FAX番号 0268-72-4140</p>
<p>ながのけんふくし 長野県福祉 さーびすうんえい サービス運営 てきせいはいんかい 適正化委員会</p>	<p>しよざいち 所在地 ながのしわかさと7-1-7ながのけんしゃかいふくしそごうせんたー4かい 長野市若里7-1-7長野県社会福祉総合センター4階</p> <p>じしきかん 実施機関 ながのけんしゃかいふくしきょうぎかい 長野県社会福祉協議会</p> <p>うけつけび 受付日 まいしゅうげつようび きんようび 毎週月曜日から金曜日</p> <p>うけつけじかん 受付時間 ごぜん9じ ごご5じ 午前9時から午後5時まで</p> <p>でんわばんごう 電話番号 0120-28-7109 (くじょうそうだん (苦情相談)) 026-226-2210 (じむきょく (事務局)) 026-227-0137</p> <p>ばんごう FAX番号 026-227-0137</p>

じぎょうしょごりよう さい ごりゆうい じこう  
16 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

<p>かんせんしょうたいさく 感染症対策</p>	<p>じぎょうしりようしゃ いんふるえんざとう たしや かんせん しつぺい 事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であること を、いし しんだん ばあい いし かんちれんらく てる じぎょうしりよう を、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用はできません。</p>
<p>せつび きぐ りよう 設備・器具の利用</p>	<p>じぎょうしよない せつび きぐ ほんらい ようほう したがってごりよう 事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに はんしたごりよう はそん しょうじたばあい ばいしよう 反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。</p>
<p>きちょうひん かんり 貴重品の管理</p>	<p>きちょうひん りようしゃ せきにん かんり 貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。 じこかんり のできない利用者につきましては貴重品を事業所に もちこまない おねがい 持ち込まないようお願いいたします。</p>
<p>きつ えん 喫煙</p>	<p>きつえん きめられたじかん きめられたばしょ おねがい 喫煙は決められた時間に決められた場所をお願いいたします。</p>
<p>しゅうきょうかつどう せいじかつどう 宗教活動・政治活動 えいりかつどう 営利活動</p>	<p>りようしゃ しそう しんこう じゆう た りようしゃ たいするしゅうきょうかつどう せいじ 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治 かつどうおよびえいりかつどう ごえんりよ 活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>

17 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	ねん 年	がつ 月	にち 日
-----------------	---------	---------	---------

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	ねん 年	がつ 月	にち 日
-----------------	---------	---------	---------

上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく

指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年

長野県条例第60号）」第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	上田市真田町長6430-1		
	法人名	社会福祉法人 かりがね福祉会		
	代表者名	理事長	小林 彰	印
	事業所名	風の工房		
	説明者氏名	所長代理	清水 栄紀	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が

利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代理人	住所	
	氏名	印